

申込規程

一般社団法人キッズコーチ協会(以下「当協会」といいます。)の各講習および資格試験を受講される方(以下「受講者」といいます。)は、申込時に本申込規程(以下「本規程」といいます。)をご理解・ご了承の上、お申し込みいただくとともに、各自大切に保管し、遵守してください。

第1条(受講契約の成立)

1. 受講者が当協会に受講の申込をし、当協会の指定する書類の提出および受講料を、当協会の指定する方法にてご入金いただいた時点で受講契約が成立します。
2. 前項の定めにかかわらず、次の各号に該当する場合には、各要件を満たすことを契約成立の条件といたします。
 - (1) 受講者が未成年の場合は、親権者の同意があること。
 - (2) 本規程に同意いただいた方であること。
3. 受講者が、講習を勤務先等の所属団体(以下「所属団体」という)を通じて申込みする場合(以下、「団体申込」という)所属団体と各受講者は、連帯して、本規程に基づく義務を負うものとします。

第2条(受講料)

1. 受講者は当協会のWEB サイト上またはその場で掲示する受講料を支払うものとします。
2. 受講料の支払いは、当協会の定める方法による一括払いとします。

第3条(教材の著作権等)

1. 本規程において「教材」とは、当協会が実施する各講習で使用するテキスト、レジュメ、板書、及び講義が収録されたカセットテープ、ビデオテープ、DVD、CD-ROMその他メディア等、いかなる媒体であるかを問わず、文字・音声・画像情報のいずれかが記録されたもの全てをいいます。
2. 前項の教材に関する著作権、商標権等の一切の権利は、すべて当協会に帰属し、受講者はこれらの権利を侵害する行為を行ってはならないものとします。
3. 教材については、以下の行為を禁止します。
 - (1) 方法、理由の如何を問わず、教材の複製物を作成すること
 - (2) 方法、理由の如何を問わず、第三者に売却、貸与すること

(3)その他当協会または当協会に帰属する著作権、商標権等の一切の権利を侵害する行為を行うこと

4. 当協会は、受講風景をカメラ等で撮影し記録する場合があります。記録した映像は受講者の承諾を得たうえで当協会のWEB サイト・講習の案内を目的とした各種広告媒体・セミナー教材等に利用する場合があります。ただしその他の目的には利用いたしません。使用を承諾した受講者は、記録された受講者の映像が上記の範囲内で使用されること、および、当該映像に対する一切の権利(著作権法27条および28条に定める権利を含む)が当協会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当協会は、受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

5. 受講者は、当協会のWEB サイト・講習の案内を目的とした各種広告媒体・講習教材等の一部として使用することを明示した提供の求めに応じ、受講者アンケート、感想文、その他受講者が作成した文書等(以下「受講者文書等」)を提出した場合、受講者文書等が上記の範囲内で使用されること、および、受講者文書等に対する一切の権利(著作権法27条および28条に定める権利を含む)が当協会に帰属することを承諾するものとします。この場合において、当協会は、受講者に対し、報酬その他一切の金銭的義務を負わないものとします。

第4条(受講者資格の中断・取消)

1. 受講者が以下の項目に該当する場合、当協会は、事前に通知することなく、直ちに本契約を解除し、当該受講者の受講者資格を停止または将来に向かって取り消すことができるものとします。またこの場合、受講者が以下の(2)(3)(4)のいずれか一つにでも該当する場合は、受講料の返金はいりません。

(1)講習の内容を適切に理解できない可能性がある場合、その他当協会が講習の受講者としての適格性に欠けると判断した場合。

(2)受講申込において、虚偽の申告を行ったことが判明した場合。

(3)本規程に違反した場合。

(4)その他、受講者として不適切と当協会が判断した場合。

2. 受講者は、次の各号に該当するときは、即刻退席いただきます。またこの場合受講料の返金はいりません。

(1)講習・試験の進行を妨害、他の受講者に迷惑になるような行為をした場合。

(2)承諾なしに売り込み・勧誘など、自己又は第三者の宣伝及び営利目的の場として利用した場合。

(3)講習の内容を録音又は録画し、あるいはセミナー教材をコピーした場合。

(4)他人に講習教材及び資料を貸与又は譲渡その他の方法で利用させた場合。

(5)その他、当協会の権利を害し、又は品位を著しく傷つけた場合。

第5条(解約・返金等)

1. 受講者の都合による解約または受講者の責めに帰すべき事由による解除の場合、一旦納入された受講料は返却いたしません。
2. 受講契約成立後は、日程の変更はできません。ただし、受講者がやむを得ない事情により日程の変更を希望する場合であって、当該事実を証明する書類を添付の上申出た場合、当協会は審査の上、変更を認めることがあります。なお、この場合、受講者は当協会所定の手数料(1,100円(税込))を支払わなければなりません。

第6条(クーリングオフ)

当協会の講習および資格試験は、クーリングオフの対象外となります。

第7条(講習・資格試験の中止・中断および変更)

1. 当協会は、当協会の都合により、講習および資格試験の運営上やむを得ない場合には、受講者に事前の通知なく中止・中断できるものとします。
2. 前項の場合には、当協会は講習および資格試験の中止または中断後14営業日以内に当該講習および資格試験についての受講料金を返金します。但し、当協会の責任は支払済の受講料金の返金に限られるものとし、その他一切の責任を負いません。
3. ただし、天変地異などでやむを得ず休講もしくは延期される場合は受講料の返金はできません。

第8条(不可抗力)

地震、火災、その他天変地異等、やむを得ない事情による講義の中止、発送の遅延等については、当協会は一切責任を負いません。

第9条(損害賠償)

1. 受講者が、講習に起因または関連して、当協会に対して損害を与えた場合、受講者は、一切の損害を補償するものとします。
2. 講習に起因または関連して、受講者と他の受講者その他の第三者との間で紛争が発生した場合、受講者は、自己の費用と責任において、当該紛争を解決するとともに、当協会に生じた一切の損害を補償するものとします。

第 10 条(当協会の責任)

1. 当協会は故意または重過失に基づく場合を除き、講習または本規程に関連して受講者または第三者が被った特別損害(予見可能性の有無を問わない)間接損害および逸失利益について何ら賠償責任を負わず、通常損害について、当協会が当該受講者から現実に受領した受講料金の範囲内でのみ、損害賠償責任を負うものとします。
2. 理由の如何を問わず、受講者が、当協会または講習の開催場所に物件を残置し、当該講習終了後1ヶ月以内に当協会の定める手続により返還を請求しなかった場合、当協会は、受講者が当該物件に対する所有権その他の権利を放棄したものとみなして、これを任意に処分することができるものとし、当該物件に関して一切の責任を負わないものとします。

第 11 条 (個人情報取り扱い)

1. 個人情報とは、受講者の氏名、年齢、電話番号、メールアドレス、住所、勤務先等の情報で、このうちの1つまたは複数の組み合わせにより、受講者個人を特定することができる情報を指します。
2. 当協会では、申込書及びその他書類等にてご提供いただいた、資格試験等に関連する講習・教材・サービスをご利用の受講者の個人情報は、以下の目的に利用いたします。
 - (1)受講者への連絡・管理
 - (2)営業活動のお知らせ、サービス・商品等のご紹介、有用と思われる関連団体及び会社の商品・サービス等のご紹介のためのダイレクトメール及び電子メール等の送付、電話
 - (3)当協会の商品開発・販売戦略ほかマーケティングに関する情報収集の為のダイレクトメール及び電子メール等の送付、電話
3. 当協会では、個人情報を、受講者の同意なく上記目的以外には使用しません(ただし、法令により許される開示の場合等は除きます。)
4. 個人情報の開示・訂正・利用停止(以下、「訂正等」といいます。)を希望される場合は、次項記載のお問い合わせ先までご連絡ください。訂正等手続きについてご案内させていただきます。なお、訂正等にあたっては、ご本人であることを確認する証明書等が必要となります。また、手続き上の実費を考慮して合理的に定めた額の手数料をお支払いいただく場合がございます。
5. 資格試験等に関連する講習・教材・サービスをご利用のお申し込み者の個人情報の取扱いに関するご意見・ご質問は、下記までお問い合わせください。

神奈川県川崎市中原区小杉町 1-403 武蔵小杉タワープレイス 18 階

一般社団法人キッズコーチ協会 電話:044-299-9279

第 12 条(本規程の変更)

1. 当協会または当協会が必要と判断した場合には、いつでも本規程を変更することができます。この場合、変更前の規程に基づいて申込をした受講者も変更後の規程に拘束されるものとします。
2. 変更内容については、当協会ホームページ上において公表いたします。
3. 当協会は、本規程に関して受講者または第三者に生じた損害について一切責任を負いません。

第 13 条(管轄)

1. 当協会または当協会と受講者との間に争いが生じた場合には、東京地方裁判所または東京簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所といたします。

第 14 条 (施行日)

1. 本規程は 2012 年 8 月 1 日より施行いたします。
2. 本規程は、2014 年 3 月 31 日に一部改定いたしました。
3. 本規程は、2015 年 4 月 1 日に一部改定いたしました。
4. 本規程は、予告なく変更する場合がございますので、予めご了承ください。

以上